# 食品表示を考える市民ネットワーク 提出資料

2012年3月23日三田共用会議所

## 食品表示一元化検討会 中間論点整理に関する意見交換会資料

食品表示を考える市民ネットワーク 西分千秋

食の安全・安心を求める消費者が知る権利に基づいてその購買力を選択的に行使できる社会の 実現をめざして、以下を求めます。

# 1. 食品表示法の目的に食品表示が消費者の知る権利、選択の権利の保障を明記することを求めます

食品表示は様々な法律で規制されています。飲食による衛生上の危害発生の防止のための「食品衛生法」、食品の商品選択のため情報提供としての「農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律(JAS 法)」、虚偽誇大表示を禁止する「景品表示法」、内容量等の表示に関する「計量法」、健康及び体力の維持、向上に役立てる表示としての「健康増進法」、食品に医薬品的な効果効能の表示を禁止する「薬事法」があります。

これらは各々、所管官庁も法律の目的も違い、行政処分、罰則も異なり、全ての法律を網羅しながら、商品の表示が行われていますが、同じ意味でも用語が異なるなどの実態がありました。

2002 年、農林水産省と厚生労働省の共同開催で食品の表示に関する共同会議で審議がおこなわれましたが次のような課題が出されました。

- ① 目的が異なる法律のもとでは、単に用語の統一といった末節の問題に留まってしまう。
- ② 消費者にとっては、複数の法律を理解して日々の購買に反映することは、非常に困難を伴う。
- ③ 事業者にしても表示を実施するに当たって、煩雑であり、間違いも起こりやすいと思われる。
- ④ 基準作りにあたっては、基本的な考え方の統一がなければ、情報としての内容、方法も異なってくるのは必然である。
- ⑤消費者・事業者に分かりやすいものとするためには「食品表示法」を制定し、食品表示制度を一元化すべきである。

また、今回の「食品表示法」制定の目的は、単に法律を一元化して分かりやすくするということに 留まるだけでは充分ではありません。消費者の当然の権利を拡充するための具体的な表示制度の 充実や、その結果としての適正表示が実際に食品流通の現場で守られ徹底されるという法の実効 性が伴っていなければいけません。

#### 法律の基本理念を消費者主権に置くこと

1962 年、アメリカのケネディ大統領は「消費者の利益保護に関する特別教書」で、消費者には、①安全を求める権利 ②知らされる権利 ③選ぶ権利 ④意見を反映させる権利があるとし、権利の主体者としての消費者の位置づけを明確にしました。

日本では、2004 年制定の消費者基本法で、「消費者の安全が確保され、商品及び役務について 消費者の自立的かつ合理的な選択の機会が確保され、消費者に対して必要な情報及び教育の機 会が提供され、消費者の意見が消費者政策に反映されること」など、消費者の権利が尊重されるべ きであることを基本理念として明確に掲げました。

食品に関する表示を適正なものにすることにより、消費者の安全を確保し、消費者の自主的で合理的な商品選択が確保されるようにするため、事業者に対して消費者の食品選択に必要な情報を開示させ、かつ消費者が誤認することのないように、その内容を適正なものにさせることをもって消費者の権利の確保を目的とすることを求めます。

## 2. 全ての加工食品の原料原産地表示の義務化を求めます

日本は、カロリーベース自給率が 40%前後にまで落ち込んだ結果、いのちの糧である食料を他 国からの輸入に過度に依存しています。日本の食卓に大量かつ安価に流入する外国産の食品と原料は、一般的にトレーサビリティ(産地、生産方法とその履歴など)の確認が難しく、そのほとんどの情報は消費者に対して明らかにされていません。

こうした背景の下、農産物の残留農薬事故や、加工食品の毒物混入事件、加工食品の産地偽装事件、汚染されたミニマムアクセス米が食用に不正規流通された事故米事件など、食の安全・安心を揺るがす事故・事件が後を絶ちません。多くの消費者が加工食品原料のトレーサビリティの確立とそれに基づく原料原産地表示を求めています。

原料原産地表示は、食品の安全性そのものを示す情報ではありませんが、そのトレーサビリティを 知ることによって消費者が安全性に関して自ら判断し選択購入するための大切な情報の一つです。

2009 年 4 月に「米トレーサビリティ法(米穀等の取引情報記録と産地情報の伝達法)」が成立し、米とその加工品にトレーサビリティと原産地表示を義務付けました。この法の附則及び附帯決議には、加工食品全般のトレーサビリティと原料原産地表示の義務化の検討が掲げられています。

また、2011 年 8 月の消費委員会は、「原料原産地表示拡大の進め方に関する調査会報告書」を受けて、原料原産地表示拡大の進め方について、特に、「品質の差異」に着目するJAS法の制度化では加工食品の原料原産地表示の拡大には限界があることから、消費者庁は食品表示の一元的法体系のあり方の検討の一環として、必要な検討を進めることを求めています。

原料原産地表示については、加工食品は原則すべてにおいて義務化し(やむを得ない事情のあるものに限り例外あり)、加えてすべての外食・中食についても原則義務化(同上の例外あり)を行うべきです。(但し、中小零細企業については、別途、段階的な実施方策や支援策を考慮する配慮が必要)

### 3. 全ての遺伝子組み換え(GM)食品・飼料表示の義務化を求めます

GM 作物・食品の義務表示対象は、わずか 33 の農産物および加工食品群(2012 年 3 月現在) に限られています。01 年の表示制度の導入以来、GM 由来の輸入原料から製造される多くの加工食品(醤油・油などをはじめ)が義務表示の対象外とされています。消費者の大半がその安全性に不安を抱き「GM 食品は食べたくない」と考えていても、表示されていないために、そうとは知らずに食べ続けてしまっています。また、義務表示対象外の加工食品業界や畜産業界(飼料)において、割高な非 GM 原料から不分別のものに切り替える動きが、消費者に明らかにされないまま水面下で加速しています。いずれも表示制度の欠陥によって生じている問題です。

従来、義務表示の対象がごくわずかに限られてきた理由は、GM 由来原料のトレーサビリティ確認が困難なため、食品に残存する GM の DNA または由来たんぱく質を検知ができるかどうかが判断基準とされてきたことにあります。

もし今後、加工食品原料のトレーサビリティと原料原産地表示の義務化が実現できるならば、GM 由来原料から製造される加工食品などに対しても適用可能となり、EUの表示制度と同様に、加工食 品全体を GM 義務表示の対象にすることが可能になります。

遺伝子組み換え食品の表示は、油などの加工品については使用しても表示が免除され、また意図しない混入も5%まで許容されています。また、「不分別」というあいまいな表示もあり、表示のない食品が非組み換えか、組み換え原料を使用しているか判断できません。

このように、消費者にとって、たいへん分かりにくい表示になっていることから、これをEU並に分かりやすい表示にし、かつ混入率もEU並み以下に引き下げる必要があります。

更に、遺伝子組み換え食品の表示については、家畜や養殖魚の飼料も対象とし、その飼料を食べさせた畜産物・畜産加工品・酪農製品・養殖魚などの製品にも、遺伝子組み換えの飼料を使用した旨の表示を行うべきです。

遺伝子組み換え食品表示は、消費者の関心が強いものであり、この中間論点整理に上がっていないことに異議を唱えます。今後、検討会の課題として議論をつくすべきです。